京都市告示第667号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成31年3月29日

京都市長 門川 大作

第10条第10号を削り、同条第11号を第10号とする。

第15条第1項を次のように改め、第2項を削る。

- 第15条 地下街及び地下駐車場による占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 地下街及び地下駐車場の構造並びに設備は、建築基準法、消防法、駐車場法その他の関係法令並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
 - (2) 地下街に隣接する公共の用に供される地下歩道(以下「公共地下歩道」という。) の有効幅員は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 公共地下歩道に付随して設けられる広場に占用物件を設ける場合は、有効幅員が3. 5メートル以上の通路を確保すること。
 - (4) 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
 - (5) 公共地下歩道の天井下に占用物件を設置する場合は、床面と物件の最下部との距離は、2.5メートル以上とすること。
- 第18条第1項中「取扱等」を「取扱い」に、「昭和32年7月15日建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号」を「平成30年7月11日国道利第8号」に改め、第2項を削る。
 - 第20条第6号を削る。
- 第23条第1項第1号を次のように改め、同項第3号及び第6号中「第1号ウ」を「第1号カ」に改める。
 - (1) 次に掲げる施設のために設けるものであること。
 - ア 国又は地方公共団体が設置する施設
 - イ 駐車場法の規定による路外駐車場
 - ウ 鉄道事業法及び軌道法の規定による施設
 - エ 救急指定病院又は災害拠点病院
 - オ 防災危機管理に関する協定を締結している施設

カ 京都市地域防災計画(帰宅困難観光客避難誘導計画を含む。)における指定避難 所,広域避難場所,避難救助拠点,指定緊急避難場所,緊急避難広場又は指定福祉 避難所(以下「避難場所等」という。)

第24条(見出しを含む。)中「広告幕」を「幕」に、「連旗」を「旗ざお、連旗」に 改める。

第24条の2の見出し中「商店会」を「商店会等」に改め、同条各号列記以外の部分中 「商店会」の右に「又は地下街の管理者」を加え、「広告幕」を「幕」に改め、同条第3 号中「商店会」を「商店街」に改め、ウの次に次のように加える。

エ 地下街に隣接する公共地下歩道及びこれに付随して設けられる広場 附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)